

# 平成18年度第3回熊本県環境影響評価審査会

## 議 事 概 要

### 1 日 時

平成18年10月31日(火) 午前10時から正午まで

### 2 場 所

熊本テルサ2階「ひばり」

### 3 出席者

#### (1) 熊本県環境影響評価審査会

北園会長、板楠委員、河上委員、木田委員、古賀委員、小島委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、福田委員、矢野委員、渡邊委員(13人中12人出席)

#### (2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

福留課長補佐、内東主幹、東参事、工藤参事、河野主任

#### (3) 事業者等

松山開発株式会社代表取締役松崎忠一 他10人

#### (4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者2社

### 4 議 題

「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」環境影響評価方法書について

### 5 議事概要

- ・「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」に係る事業概要説明について事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。事業者(松山開発株式会社、委託先である(株)環境と開発)から、方法書についての説明が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

委員

大気汚染の測定時期は冬ということだが、ここから出る大気汚染を測定し、その影響を捉えるというのであれば、一般家庭からの大気汚染の影響の無い時期のほうが良いのではないか。

事業者	考え方としては、一般家庭からの影響が少ない時期に調査を実施し、その後評価するが、それに今回の事業による影響が乗ってくるので、その時に、例えば基準値に対しては大丈夫な場合でも周りの影響が高くなった時に、この状態で今回の事業による影響が乗ってきた場合は基準値を超えてしまうことが考えられる。現状に対して今回の事業による影響を乗せて、それを結果として評価することになる。
委員	一般の家庭からの影響も含めて環境基準を満たしているかどうかをみるということか。
事業者	そのとおり。
委員	騒音測定地点としては2地点選ばれているが、ここからどれだけ騒音が出ているのかを代表する地点が望ましいのではないか。
事業者	両地点で測定をして現状を把握する。予測評価については、一番影響が大きかった場所、民家がある場所などで予測数値を出した上で、ベースになる現況の値として使用する。予測地点はそれぞれ別にとることになる。
委員	現況の値を使うにしても一番音の大きいところはどこなのか。作業するのは中となるが。
事業者	測定地点は、測定器を置いたりすることなども考慮したもの。
委員	そこから出る音を代表する地点が望ましいのではないか。
事業者	今回一番悩んだのは、車は夏が多いが、蝉も鳴くため、測定地点としては蝉の影響も少ない場所かつ車の影響を把握できる場所として選んだもの。
委員	そうであれば、蝉の影響がない時期を選んだ方が好ましい。
委員	今説明された検討内容を予め方法書に書いておかないから、今のよう な質問が出てくる。
事業者	184頁等に記載しているが、予測結果によって地点を決定していく方法をとっているため、どうしても図面上に流れを示すことができない状況となっている。

委員	予測・評価の時期はどうなっているのか。
事業者	それぞれの項目によるが、168頁に記載している。例えば騒音・振動であれば、工事の実施時と埋立開始時に行うことになり、その結果は準備書に記載することになる。
委員	その結果が悪かった場合はどうなるのか。
事業者	実際に調査をし、その結果対策が必要になれば、準備書に記載することになる。
委員	景観は影響がないとなっているが、埋立場所にどのようなものができるのか想像した時に、決してそうとは言えないのではないか。
事業者	捉え方になるが、アセス条例の技術指針上景観は触れ合う場所からの眺望ということになっている。ただ、普段車が通る時や海からの景観等も考慮する必要があるかもしれない。ご意見を伺いながら今後整理したい。
委員	西側の半島は展望台として利用されているのではないか。
事業者	そのとおりだが、付近はかなり生い茂っているため、現状では計画地が見通せない状況となっている。
委員	地質に関する考え方には疑問がある。両側の半島の部分には基盤が埋立のギリギリの所まで出ている。そこに矢板が17mも入るということは考えにくい。もしそうだとすれば、すぐ下を掘削した場合基盤を掘削しなければならなくなるので、遮水層が縁まであるとは考えにくい。11頁の設計がかなり変わってくる可能性がある。その辺の調査をかなり慎重にやらなければならない。もう一つ、9頁の説明時に観測井戸を2箇所作るとあったがどこになるのか。
事業者	地下水の調査結果を踏まえ、上流と下流に設置することになる。
委員	地質全体を捉えるのには、12頁の断面図では説得力がない。
事業者	調査ポイントを増やすなどして、結果を勘案した上で、準備書作成時には、構造は詳細にわかるものと思う。
委員	ボーリング調査の箇所数を慎重に決めてもらいたい。渡邊委員と打合

	せながら決めてもらいたい。
事業者	そのように対応したい。
委員	168頁の重要な地形及び地質は×で良いのか。
事業者	先程の景観の理由と似ているが、アセス制度の中で定められている地形及び地質は意味合いが違う。構造上ではなく地質学上重要なものになるため、この中では除外している。
委員	縦覧の意見でも出ている。誤解を招かないようにその旨記載しないと、みんな間違えてしまう。 景観とは、「環境の総和」であり最も重要な部分である。慎重に考えないと誤解を招くことになる。
事業者	検討して、準備書に反映させたい。
委員	ポーリングに関してモンテカルロ法を使うのか。
事業者	現時点では使う予定はないが、改めて検討したい。
委員	4頁の地図の事業計画地下の点線は何を示したもののなのか。
事業者	干潟だと思うが。
委員	不知火海では底質が泥質化して非常に問題となっているが、どれを問題とするかは今はまだはっきりしていないが、底質調査に際して、どれをもって問題とするのか、もし問題があったらどう対処するのか、どう考えているのか。
事業者	何か問題があるのかどうかということからまだかわからないので、調査した上で何か対策が必要なのかどうか検討したい。
委員	どういうものを調査するのか。
事業者	環境基準に定められている項目について調査することになるが、調査項目は方法書に記載していないので、別途事務局に送付する。
委員	現地視察でもバスで現地に入るのが難しかったが、交通事故の問題を住民の方々は心配されると思うので、方法書の段階でも示したほうが

良いのでは。

事業者 もう少し説明を加えるべきだったと思う。車線数を増やしたり、入り口の間口を広げて整備する計画だが、図には示してはいるが、その旨記載する必要があった。

委員 13頁の埋立品目そのものや違いがわかりにくいのでは。抽象論的過ぎる。量もわからない。

事業者 廃掃法上許可は品目で縛られているため、埋め立てられる許可品目すべて入れてしまっている現状があるが、その割合を多分これくらいだろうと示せば一般の方々にはわかりやすいと思う。

委員 排水処理の説明で、方法書には浸出水処理フローが記載されているが、準備書の段階では水質がどう変化していくか示すのか。

事業者 準備書の段階では、今後の調査結果を踏まえ、終点の水量及び海がどの程度の水質なのか見ながら、排出水の量を規定し、例えば影響が予想されればBODを減らした方がいいだろうと検討した結果を記載することになる。その段階では、もう少し水質を守るために処理フローが変わってきたりという形になる。

委員 例えば、放流基準を満足しているだけではなく、今流れている現状の分析値があって、その分析値からまた逆に放流基準を決めていかなければならないということか。上乘せ的感觉なのか。

事業者 可能性は可能性としてある。

委員 環境ホルモンについて住民等意見が出されているが、対応は考えているのか。

事業者 基準値がない事項に関する必要な対策等については、今後の検討課題としたい。

委員 84頁の図3-20について、内湾性の種(ムツゴロウ)と外洋性の種(マガキ)が混在しているのはおかしい。どこから引用したもののか。

事業者 図の右下に記載しているとおり、三角町史から引用したもの。

委員 三角町のどの断面を取ったものなのか。

事業者	そこまでは詳しく記載されていなかった。三角町の公のデータとして扱われているものとして引用したもの。
委員	種類が混在しているので、不適當。また、ヨシ原が書かれているが、計画地は元々ヨシ原だったのか。
事業者	この断面は計画地のものではなく、旧三角町内のどこかのもの。
委員	普通エビの養殖場であれば、半堰堤式で、満潮時には海水が入る仕組みになっており、干潮時に排水され、海水が下がる状態となっている。そうであれば、おそらくここを放っておけばヨシ原になるのではと想像される。ここにはヨシ原があったのではないか。
事業者	水が溜まったり、溜まっていなかったりしている状況だが、ヨシ原が生育できるような状況は、実際今まではなかった。
委員	周辺には東西から川が流れているので、河口域では汽水の影響が相当あるとも思う。環境省のレッドデータブック中に選定された種がまだ生息しているのではないのか。この方法書に記載されている種類が全体的に少な過ぎる。干潟の種類はこういうものだということに具体性がない。ここは内湾性の種が多く出てくるはず。レッドデータブックに載っている絶滅危惧種が出てきた場合はどう対処するのか。
事業者	当該計画地は放置されているわけではなく、常日頃から手を入れて維持管理を行っている。放置されてそこで自然が豊かになっていることではない。現地の重要種については調査の中で特に注意しながら調査をして、対策等については準備書の中では記載する。
委員	この調査方法では、何も出てこないとしか思われない。218頁には、潮間帯付着動物種しかないことになっている。224頁の生息場所の調査地点も2点しかない。海に調査地点を何点も設けて、干潟を調査する必要がある。また、排水を出す所から沖合に線を取って、そこに例えば15m間隔で定点をとって調査をすべき。
事業者	考え方としては、元々人工的に出来上がっているものがあり、今回は別の事業を行うということもあって、今回の事業によりいきなり大きな影響があるという設定の仕方なり、ご意見のようなやり方は今のところしていない。
委員	する必要があるのではないか。例えば、富栄養化のような話が出てきた

場合、埋立前の生き物の状態と埋立後の状態が変化する可能性がある  
り、それを押さえておく必要があるのではないか。

事業者 既に埋め立てられた土地の有効利用ということで今回の事業を計画  
したもの。海域については密に調査し、細かいところまでをすべて把  
握するという程に影響がないように管理する施設であり、最低限の調  
査を考えたもの。

委員 それは、最初から環境の影響はないものとして考えているのはおかし  
いのではないか。埋立前後の違いをすり合わせができるような調査を  
する必要があるのではないか。この調査では問題がないということに  
なる。先日相談に来られた時にも言ったはずだが、生かされていない。

事業者 伺った時には既に方法書ができていたためだが、今回のご意見等を  
踏まえ、今後の準備書に反映させたい。

委員 底生生物の種類は底質の具合と塩分の濃度によって変化するため、底  
質の具合も同時に調べる必要がある。コドラードをとってきちっと沖  
合の方に点をうっていったらどうか。その底質の具合と種類数をき  
ちっと把握するような形をとるのが普通ではないのか。非常に大雑把  
な調査内容となっている。今後の進み具合が心配される。また、絶滅  
危惧種が見つかったらどうするのか。

事業者 見つかった時に必要な措置を考えていくことになる。

委員 それを調べるには、今の調査地点2点に加え、沖合に調査地点を2列  
設ける必要がある。最初から出てこないようになっていくように思え  
て仕様がなない。

事業者 アセス条例の対象事業である工場等の設置では、その規模要件は1日  
平均1万立方メートル以上となっているが、今回は1日最大でも400  
立方メートル、平均すると200立方メートル以下と非常に少ない量を  
放流するもので、基準も満たしていることから、ご意見のような調査  
を行うことは考えていなかった。

委員 埋立前と埋立後の生き物の比較ができるようにしておく必要がある  
のではないか。

事業者 陸地を埋め立てるものと基本的に考えており、新たに海域を埋め立て  
るという認識は元々ない。堰堤があり既に埋め立てられており、土地

利用がなされていたところであるということ。

委員 232 頁にあるように、事業の影響を受ける恐れがある範囲 200mが示されているが、周辺の陸上は調査するが、沖の方はしないのか。

事業者 これは、230 頁に記載しているように、あくまで大気、騒音等について示したものの。動植物については、231 頁に記載している。

委員 225 頁のプランクトンの広い調査範囲はどういう意味なのか。

事業者 プランクトンについては、なるべく広い範囲を調査しないと把握できないという専門家のアドバイス等を受けて設定したもの。

委員 それは、生態系を調べるために、動植物プランクトンを調べるということなので、干潟部も調査する必要があるのではないのか。

事業者 今回の放流する水の量が非常に少ないため、考えられる範囲に設定したもの。

委員 生態系を調査するために実施するのではないのか。そうでなければ、動植物プランクトンを調査する必要はないのでは。

事業者 干潟の部分まで調査することは難しいと思うが。

委員 調査は難しいものではない。

事業者 ご指摘を踏まえ、調査に入る前に検討したい。  
なお、魚類については調査地点を設けていないが、地元漁協の協力を得て調査することになっている。

委員 最終的には生態系がどう変わったどうかがみられるような調査をするかどうかということ。水の影響が出ない前提となっているのはおかしい。

委員 潮間帯の水生生物の調査ポイントは、排水口付近に移したらどうか。

事業者 ご意見を踏まえ、検討したい。

委員 192 頁の図の堰堤の真ん中が切れていて、干潟ができるものと誤解される。他の図では切れていないものもあり、図が2種類ある。視察の

際には完全に締め切られていた。

事業者 誤解を招くようになってしまった。

委員 地下構造について、堰堤があるからといって地下で海との物の行き来がないと本当に保証されるかどうか不安がある。閉じているから外に出ないとなるのは問題がある。地震の際矢板がどこまで持つのか基準はないと思うがデータがあれば是非出してもらいたい。地震の際堰堤は壊れないのかどうか。こういうところまでは耐えられるようにしてあるという話をする必要がある。

事業者 地下水、海水が堰堤の下を潜っていることは実際あると思われるので、地下水調査の中でどの辺まで海水が来ていてどの辺からが地下水と呼べるようなものになっているのか、それに対する地質の構造を勘察した上で、鉛直遮水の範囲・深さを設定したい。地震についても、構造設計の中で基準とは別の意味でこういう震度までは耐えられるようになっていると配慮できるように最後はしたい。

委員 どのようなものができるのか、地元が一番心配しているのでないのか。先日の現地視察の際、7m程高くなるのとの説明があったが、かなり景観上問題があるのではないか。最後はどうなるのかこの方法書には記載されていないが、そのことが不安の材料の一つになっていると思う。ボーリング調査をした後はどうしているのか。

事業者 特に何も処置はしていない。

委員 そこから漏れないのか。どこかのニュースであった話だが、ボーリング調査跡から浸出水が漏れたらしい。これから先何カ所もボーリング調査を行うということだが、大丈夫なのか。

事業者 対応を考えるが、観測地点として再利用する可能性もあったり、すべてそのままではない。

委員 これから何カ所もボーリングで穴をあけるということであれば、そのままであれば漏れるのではないかと思われる。いろいろな工法があるらしいので検討を。また、既存の排水路の東側は自然のままなのか。

事業者 今のところ計画はない。

委員 最終処理場というと一般のイメージは汚いという印象があるので、周

辺はできる限りきれいにしておきたいもの。最終的にはこうなりますという情景を示すことができれば納得も違ってくるのでは。既存の排水路が汚いままで、利用するだけで何もしないのかとう意見も出てくるのではないか。開放護岸モールとは何か。

事業者 住民の方々が広場として利用できるが、第一には護岸から離して海水の影響を受けないようにスペースを確保しているもの。特に何か施設を設置するところではない。

委員 鍋島は過去にカニの調査をした経緯があるが、周辺に甲殻類が生息している可能性がある。特に富栄養化の影響がかなり出るものと考えられるので、少し調査範囲を広げて実施してもらいたい。また、遮水層まで削るのか。その保護層は何なのか。

事業者 砂で保護することになる。

委員 掘削の量と埋立の量は同じぐらいということだったが、埋立時のばい塵対策の覆土はどうなっているのか。

事業者 覆土については基本的には外部から一部持ち込むことになる。ただし、一部計画が何も無いところがあり盛ったままなので、このまま使用しないことになれば、ここを一部掘削して使用することも考えられる。

委員 最初の質問の時に、大気汚染の調査については冬に行うのは、もともとの人家からの影響が大きいので、環境基準を超えるか超えないか調べるとの説明があったが、こういう施設を作ってその影響をみるには、環境基準を超えるか超えないかというよりも、これを作ったためにどれだけ加算されるのかが大事である。例えば、住民の方が、環境基準の10%くらいしか出していない所に、誰かが環境基準の90%だから環境基準を満たしていると言われても、住民にとってはいやだと思えるもの。この処理場を設置したことによる影響というためには、なるべくこの施設の影響だけを見るのが適当ではないか。ばい塵に関しては、土の乾燥状態で飛び方等が違うので、夏に悪臭を測定する時に、ばい塵その他の大気の調査も冬だけでなく夏にも実施したらどうか。

事業者 基準と比べることになるが、その前の段階で施設によってどれくらいの影響が加算されるのかも明記し、その上で現況と比べてどうなのか、現況に更に加算した時に基準としてどうかなど、準備書には明記

- したい。調査時期については、ご意見等を踏まえ検討したい。
- 委員 埋立計画地は、現地視察時には台風の後で水が溜まっていたが、普段は水がない状態なのか。
- 事業者 水でいうと、どちらが多いかという微妙だが、今は溜まっていない。
- 委員 224 頁の底生動物の水生動植物の調査ポイントからすると、埋立計画地には水があることが前提となっているのではないか。
- 委員 常時水があることになる。水生動植物の潮間帯動植物調査 2 番目の地点はおかしい。これは潮間帯ではない。
- 委員 エビの養殖場だったので、病原菌に感染した場合は、全部抜かなければならないので、水門があったはずだが。
- 事業者 以前はあったが、今は潰れてしまっている。
- 委員 現地視察時には水が溜まっていたが、水門なしで空になるくらい浸透しているのか。
- 事業者 ここは放置されたものではなく、普段から維持管理を行っており、ポンプで抜いたりしている。自然にすべてが抜けたものではない。
- 委員 海岸に最終処分場をもってきた場合どういう規制があるのかわからないが、いいところ取りをしてきている感じがする。堰堤は現時点の基準を満たしているのか、そういうことを明確にする必要がある。既成事実だからいいんだというのは良くない。
- 委員 矢板の構造、工法は重要であり、もっと詳しく説明する必要がある。
- 委員 118 頁にあるように、周辺には小学校、保育園、老人ホームといった公共施設や鍋島神社がある。地域の人にとっては心配になるのではないか。既存の堰堤も地震や台風、高潮の際にどうなるのか不安になる。景観の最終的なものをモニタージュして入れると、考える上でのいい材料になるのではないか。また、平面図、側面図、排水口がわかるような図面が入っていないと不安である。完成図面もしくは埋立過程のイメージを入れて欲しい。
- 委員 本日の質疑を踏まえ、14日までに意見を提出いただきたい。

以上

配付資料

会議次第

「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」に関する環境影響評価手続き等について（次第裏面）

今回のアセス案件に係る意見照会